

下関市立大学学友会館使用規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 7 4 号

改正 令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学生の課外活動の中心をなし、学生相互の人間関係を緊密にし、かつ、教養の向上と人格の形成をはかる場として学園生活の向上に資するために設置される下関市立大学学友会館（以下「学友会館」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び利用区分)

第 2 条 学友会館内の施設は、その用途に従い次のように区分する。

(1) 専用施設

ア 学友会本部室

イ 部室

(2) 共用施設

ア 会議室

イ 武道場（更衣室及びシャワー室を含む。）

2 武道場の使用等に関して必要な事項は、下関市立大学体育施設使用規程（平成 19 年規程第 7 1 号）で定める。

(利用形態)

第 3 条 専用施設は学生の特定の団体の専用に供する。ただし、2 つ以上の団体に共同利用させることがある。

2 専用施設のうち部室については、下関市立大学学友会会則により活動を公認されたサークル（以下「公認サークル」という。）に使用させる。ただし、2 つ以上の公認サークルに共同利用させることがある。

3 共用施設のうち会議室を使用しようとする者は、所定の用紙に必要事項を記入の上、使用予定日の 1 週間前までに学務部学生支援課（以下「学生支援課」という。）に届出を行い、管理運営責任者（第 1 5 条に規定する管理運営責任者をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

(部室の使用)

第 4 条 学友会館内の部室を使用しようとする公認サークルの責任者は、所定の用紙に必要事項を記入の上、毎年度管理運営責任者の指定する日までに学生支援課に届出を行い、管理運営責任者の許可を受けなければならない。

第 5 条 管理運営責任者は部室が必要と認められる公認サークルに対し、特定の部室を割りあてて使用を許可する。

2 前項の使用許可が当該公認サークルに対し前年度に引き続き与えられるとき、管理運営責任者は原則として同一の部室を割りあてるものとする。

第6条 部室の使用期間は、使用許可を受けた日から翌年度の6月末日までとする。

第7条 次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該公認サークルは「部室返還届」を学生支援課に提出し、管理運営責任者が指定する期日までに当該部室を原状に回復して返還しなければならない。

(1) 公認サークルを解散・休部したとき。

(2) 第4条に規定する届出を行わなかったとき。

(3) 第5条に規定する使用許可が得られなかったとき。

(使用時間)

第8条 学友会館の専用施設を使用できる時間は、午前7時から午後10時までとする。ただし、管理運営責任者が必要と認めた場合は、時間を延長して使用することができる。

2 共用施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、管理運営責任者が必要と認めた場合は、時間を延長して使用することができる。

(鍵の管理)

第9条 学友会館内の専用施設の鍵は各部屋の使用責任者が管理し、予備の鍵を学生支援課で保管する。

2 共用施設の鍵は、学生支援課において管理する。ただし、学生支援課職員の勤務時間外は警備員が管理する。

(遵守事項)

第10条 学友会館内の各施設を使用するに当たっては次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設内を平穏、清潔に保ち、他の利用者の迷惑にならないよう努めること。

(2) 火気に注意し、火災防止に努めること。

(3) 節電、節水等に努めること。

(4) 施設使用後は火元、電源、水栓等の点検及び戸締まりの確認を行うこと。

(禁止事項)

第11条 学友会館においては次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 学友会館を健全な課外活動以外の目的で使用する事。

(2) 許可なく施設、設備の原状を変更すること。

(3) 使用を許可された者以外に転貸すること。

(4) 火災等のおそれのある器具等を使用すること。

(5) 飲酒、喫煙、宿泊すること。

(6) 許可なく館内に貼り紙等をする事。

(7) その他管理運営責任者の指示に反すること。

(使用の制限)

第12条 この規程に違反した場合は、管理運営責任者は施設の使用を禁止し、又は施設の返還を命じることができる。

(経費の負担)

第13条 学友会館内の施設、設備を維持補修するための経費は、原則として大学の負担とする。

(損害の賠償)

第14条 学友会館の施設、備品、器具等を損壊し、又は滅失した場合はすみやかに管理運営責任者に届け出て、その指示に従わなくてはならない。

(管理運営責任者等)

第15条 学友会館の管理運営責任者は学部長とし、管理に関する事務は学生支援課が行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理運営責任者が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第44号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。